

フランス第二帝政期の「社会問題」と

ル・ブレー学派の社会改革案

廣澤孝之

はじめに

第一章 第二帝政期の「社会問題」と「中間集団」論

第一節 第二帝政期の共和思想と「社会問題」

第二節 新カント派哲学と「中間集団」論

第二章 ル・ブレーの社会調査と社会政策

第一節 家族の再建とパトロナージュ

第二節 ル・ブレー学派の「社会改革」案

むすびにかえて

はじめに

フランスにおける「福祉国家」の形成過程を考察する際に、社会保険など各種社会保障の制度的起源を辿ることとならんに重要なことに、フランスにおいていわゆる「社会問題」がいかなる文脈で議論され、それが政治体制の正統性原理とのかかわりにおいてどのように対処すべき問題と捉えられていたかがある。

世界に先駆けてビスマルク治世下のドイツで本格的に導入された「社会保険」が、いわゆる「社会問題」を帝政国家が各種の対策を先取りする形で解決させ、革命的労働者運動から組合運動を引き離すことを意図した社会政策の一貫であつたことはいうまでもない。これに対し、一八世紀末の大革命以来、相次ぐ革命と政体の変遷に象徴されるように政治体制の正統性原理が常に揺れ動いていたフランスにおいては、いわゆる「社会問題」を「政治的」に解決することの是非を含めて、社会政策の実施主体とその適用すべき範囲をどのように確定すべきかは、政治体制そのもののあり方をめぐる根本的議論を惹起させるものであった。なぜなら中世以来教区を中心に行われてきた救貧活動との接合性や大革命以後その存立根拠を一度は否定されたギルド的中間集団の再評価など、政教分離や单一不可分の原則を掲げるフランス共和政の基本原理と必ずしも整合性を持たない可能性をもつ社会政策を、いわゆる「社会問題」解決の方法として採用することは、単にその政策の必要性・有効性をめぐる議論にとどまるものではなかつたからである。

本稿ではこうした問題について、フランスにおいて産業化にともなう労働者の社会的諸条件が本格的に議論されはじめた第二帝政期に焦点をあてて、以下に述べる二つの論点を中心に考察してみることにしたい。第一の論点は、いわゆる「社会問題」への取り組みと共和政の正統性原理との関係である。社会問題を政治的に解決することの是非やその主体として共和政国家を想定すべきなどについての当時の議論を整理していく。第二の論点は、第二帝政期に具体的な社会政策として極めて顕著な活動を行つた鉱山技師出身の社会科学者ル・ブレーとかれとともに広範な活動を展開したル・ブレー学派の社会改革案に関する検討である。このル・ブレーおよびかれの衣鉢を継ごうとしたル・ブレー学派をとりあげて検討するのは、後ほど詳しく触れるように、家族の再建や経営者による労働者に対するパトロナージュを重視するル・ブレーらの指向性が、フランスにおける社会政策の性格に大きな刻印を与え、ひいては後に本格的に整備されていくフランス「福祉国家」を支え

る各種社会保障の制度原理に多大な影響を与えたと考えられる点である。

本稿では以上の二つの論点を中心として、フランス第二帝政期の「社会問題」への取り組みをめぐる原理的議論と具体的な政策論争が、フランス福祉国家論の形成に何をもたらすものであったのかについて考察していくことにしたい。

第一章 第二帝政期の「社会問題」と「中間集団」論

第一節 第二帝政期の共和思想と「社会問題」

フランスにおいて「社会問題」への対応が大きな議論をよびはじめるのは、二月革命後の政治的混乱ガルイ・ナポレオンの政権獲得によって一応安定し、その歩みは緩慢とはいえ、フランスが本格的な産業化の歩みを始める第二帝政期であった。この時期は同時に、フランスにおける共和主義思想がさまざまな思想潮流との拮抗をへてその特質を次第に明確にしていく時期でもあった。

第二帝政期の共和思想における最大の課題は、ボナパルティズムというナポレオン的観念を構成している諸原理とそれが現実による政治形態との対抗関係のなかにあつた。ボナパルティズムは、その権力の正統性基盤として次の三つのスローガンを掲げていた。第一に、人民投票と普通選挙制をとることによつて、人民主権を掲げた急進的なフランス革命の原理の継承を標榜した「自由と人民主権」。第二に、自由の実現の前提としての「秩序と権威」、具体的にはその制度的保障としての官僚制・軍隊・警察の整備。第三に、積極的な植民地獲得指向に示されるナショナリズムと結びつく経済的繁栄としての「繁栄と榮光」である。このようにボナパルティズムは、それ自体互いに矛盾する諸原理を掲げながらも、二月革命期に露呈した共和政デモクラシーの

欺瞞性に裏切られたと感じた人民からの圧倒的支持を受けて成立し、人民投票制と普通選挙制に支えられる限りにおいては、大革命以来のフランス・デモクラシーの伝統に位置づけうるものであった。⁽¹⁾

第二帝政期の共和派は、このボナパルティズムとの対抗関係のなかから、いかにして非権威主義的で、世俗的な政治原理を、あくまでもフランス・デモクラシーの伝統に合致する形で打ち出していくかを最大の課題としていた。この課題に答えていくためには共和主義の基盤を、普通選挙制に象徴される人民主権の原理だけに求めるのではなく、二月革命期に一度は提起されながらも、結局その解決への道すじが示されることなく、広範な国民に共和政政府への大きな失望を抱かせるだけにおわった「社会問題」への取り組みを再度提起することで、共和主義の基盤を新しい「社会的」正義・権威の構造のなかに見いだすことが必要であった。

しかし、一九世紀後半のフランスにおけるイデオロギー対立の渦中において、共和派の占めた位置はきわめて微妙なものであった。つまり、共和派の右側と左側にそれぞれイデオロギー的に激しく対抗しあう勢力が存在し、そのなかで共和派は、ややもすると自己の思想的アイデンティティを喪失しかねない状況下にあつたからである。さらに一八七五年の第三共和政の成立以後は、すでに現存する「共和政」という政治体制を念頭に置きながら、そのなかで展開されるさまざまな改革を含めて、共和政の理論的支柱を提示しようとする体制擁護論的な共和主義論も登場してくる。したがって共和派と総称される思想系譜のなかでも、第二帝政期以来フランスにおける共和派の中心に位置すると考えていた諸勢力にとって、単なる政体論の範囲に納まりきれない真の「共和派」のマルクマールが何であるかは深刻な問題であった。そうした問題のなか、とりわけ大きな意味を持つてくるようになつたのが、さきに述べた「社会問題」への対応に象徴されるように、ボナパルティズムを下部から支える社会的秩序や権威の構造に代わる「社会的」正義の観念の構築であり、それは「国家」と「社会」の相互関係あるいは「社会的なもの」をどのように定義して政治社会のなかに位置づけるかにかかわ

る問題であった。

一九世紀後半のフランスにおいて共和派の右側には、大別して二つのイデオロギー的勢力が存在した。第一に、家族や伝統的近隣共同体のもつ規範的統合原理を重視するカトリック共和派であり、第二に、個人の自由なイニシアティブに基づく行為の領域を重視する経済的自由主義派である。この二つの思想勢力は、共同体主義と個人主義という指向性に違いはみられるが、ともに国家による「社会問題」への介入については否定的な点では共同歩調を取っていた。つまりこの共和派の右側に位置するイデオロギー勢力は、「国家」と「社会」をはつきりと分離し、「社会問題」の政治的な解決にはきわめて懷疑的であった。

これに対しても、共和派の左側には、第一に、ゲード派に代表される階級闘争の理論に基づくマルクス主義が存在し、第二に、労働者の自発的な連合（association）を通して新しい社会の建設を目指すブルーノ派などが存在した。この二つの勢力は、前者がインテナショナリズムに基づく国際的運動を目指していたのに対し、後者が国民的な水準にとどまるものであつたこと、さらに前者が史的唯物論に基づく「科学的」理論を標榜したのに対し、後者における多分にユートピア的観念と古典的「契約」論への固執など、多くの点で対立関係に立つていた。しかし、この両者は、ブルジョア国家の支配に対する闘争の必要性においては共通していた。さらにこの二つの思想系譜は、ともに抑圧的「国家」の廃絶を最終的な目標に置くこと、つまり「社会」による「国家」の包摶を目指す点に特徴を持っていた。

以上のような左右に対立するイデオロギーとの対抗関係のなかで共和派が自己のイデオロギー的アイデンティティを確保し、さらにフランス・デモクラシーの伝統を継承することを標榜するボナパルティズムに对抗していくためには、「国家」と「社会」を完全に分離するのではなく、また社会が完全に国家を取り込んでしまうのでもない、「国家」と「社会」の新しい関係性の原理を見いだしていくことが不可欠であった。

ルイ・ブランなどルソー的共和主義論の系譜や実証主義の系譜など第三共和政期のやまざまな共和政の前提となるいくつかの思想的潮流のうち、これまで述べてきた国家と社会の新しい関係性など「社会的なもの」をめぐる共和主义思想への影響がきわめて大きいのは、新カント派の影響を受けた思想家たちである。

第二節 新カント派哲学と「中間集団」論

フランスにおける新カント派哲学の影響を受けた思想家には、シャルル・ルヌヴィエ (Charles Renouvier) やジュール・シモン (Jules Simon)、ジュール・バルニ (Jules Barni)、アルフレッド・フイユ (Alfred Fouillée) などがあげられる。ただし、フランスにおける新カント派哲学の影響はかなり一面的であって、新カント派哲学の全貌が十分に理解されたうえでの受容とは必ずしもいえない部分が多い⁽²⁾。例えば、S・ルーケスは、ルヌヴィエ哲学の特徴として、第一に自然の決定論と道徳性によつて予想される自由との両立性の強調、第二に、カント的な個人の尊厳と自律性への関心と、個人の統一と他者への依存の感覚に基づく社会結合の理論とを結び付けること、第三に、「功利」よりも「公正」を重視する姿勢、の三つをあげている⁽³⁾。しかし、これらのどちらがカントそのものの思想であり、また新カント派のどの系譜から抽出されたものなのかははつきりしない。

このように当時のフランスにおいて一般的に新カント派哲学の影響とされているものの中には、新カント派以外の諸要素とともにプロテスタンティズムおよびユダヤ教の影響といえるものも含まれていると考えられる⁽⁴⁾。にもかかわらず、一九世紀後半のフランス思想界において、新カント派哲学は、カトリシズムに代わる新しい「社会的」正義の思想を模索するうえで、「社会化された」カント道徳論として、脚光を浴びたのであつた。この「社会化された」カント道徳論としてのフランスにおける新カント派哲学は、一九世紀的リベラリズムとの対抗関係から、共和主义思想に大きな影響を与えていくことになる。

功利主義哲学と結びついて隆盛を迎えることになる一九世紀的リベラリズムでは、救貧活動など今日われわれが使うところの「福祉」(charité, bienfaisance)は、本質的にはリベラリズムの論理体系とは矛盾するものの、現実的必要性から最低限においてはその存在を容認していた。しかし、リベラリズムの原理からは、「福祉」のあり方を実定法に位置づけること、およびそれらを貧者の「権利」として概念化することは到底容認できなかつた。なぜなら「法」というすでに存在する相互の権利の限界を確認しあうことを行割とする領域と、人々の自發的な良心に支えられた「道徳」の領域とは明確に区別されるべきものとされていたからである。

例えば、第一帝政期における代表的「経済学派」(l'école économie)の一人であるバステイア(F. Bastiat)は、この「法」と「道徳」の厳格な分離を主張した。たとえば救貧活動などいわゆる「福祉」活動は、対象の性格上、法規範の厳格な適用ではなく政治的力学によつてしかその限界を明確にしえない点で、「法」そのものの存在基盤を脅かすことにもなりかねない。したがつて「福祉」活動は、法の領域に属するものではなく、自発性に基づく道徳的活動の範疇に属すべきとする主張である。⁽⁶⁾つまり法に要求されるのは、個々人の相互的な権利の保障のみであつて、友愛の精神に基づく福祉活動は、法の領域外に存在する道徳的活動として概念化しなければならないものとされたのである。⁽⁷⁾

これに対しても、ブルードンなどの社会主義者は、まさに「法」を社会的倫理観の体系としてとらえ、法による友愛の実現を目指していた。かれらは社会全体は人間の所産、したがつて法の所産と考えていた。「法的なもの」と「政治的なもの」すなわち「道徳」は分離できないのみならず、「道徳」を外化したものがすなわち「法」であると理解されていた。

こうした法と道徳の関係性をめぐるイデオロギー的論争のなか、新カント派哲学の影響を受けた共和思想は、リベラリズムと社会主義への対抗関係のなかから「道徳」論と結びついた共和主義論を提示しようとして

いた。そのためには、共和政は道徳によつて与えられる基盤なくしては存続し得ず、その本質は道徳的なものであることを示すことが最大の課題であつた。

新カント派哲学の影響をうけた代表的共和主義理論家バルニは、リベラリズムを批判して、政治が道徳とは決して無縁なものではあり得ないことを強調する一方、私的なボランティアの精神と自立心の涵養にマイナスに働く」との故をもつて、貧者に対する国家による公的扶助にも反対する。それらに対し、かれがこの政治と道徳を結び付ける紐帶としての意義を強調したものが「相互扶助組合」・「信用協同組合」・「生活共同組合」などの「組合」(association)に代表される「中間集団」であつた。⁽⁸⁾

この中間集団をめぐるバルニのつきの言葉に着目してみたい。「組合、こゝにこそ一般に近代社会の大きな梃子となるべきものがある。民主政が勝利を収めたところでは、古い団体（同業組合）は、自由と平等に反する特権を代表するものであつたが故に民主主義によつて破壊された。しかし、そのかわりに何も設置しないならば、空間にばらまかれ、無力な塵以外の何が残るだろう。（中略）個人の自由と活力のうえに組合(association)と連帶(solidarité)の精神を築かなければならぬのである。そこに近年では個人主義と社会主義と呼ばれるものを和解させる秘密がある。そこに社会問題を解決する秘密がある」⁽⁹⁾。このようにバルニは「社会問題」を解決するための鍵として、「中間集団」の再建を取り上げることによつて、政治と道徳を結びつけ、共和政の道徳的基盤を解明しようとした。⁽¹⁰⁾

さらにかれが、この共和政の道徳的基盤を具体的に確保するために必要不可欠としたものが、民主主義精神の涵養を中心とする「公教育」の普及であつた。普通選挙制のもとボナパルティズム的專制を防ぐためには、民衆が政治的デマゴギーに踊らされることのないように、哲学的理性とは区別される「政治理性」を持つことが必要であり、これは連帶の精神を教える共和国第一の義務として、従来のカトリック教会を担い手とするも

のに代わる「公教育」によつて実現されるほかはないと考えた。

このバルニの見解に代表されるように、第三共和政期の共和主義思想の前提をなす、新カント派哲学の影響を受けた第二帝政期の共和主義思想は、リベラリズムや社会主義諸派との対抗関係のなかから、政治と道徳を結び付けることとその思想的アイデンティティを確保しようとした。それは救貧活動など「福祉」活動を、中間集団および「連帯の精神」によつて実現することと、共和国の義務と社会の道徳的要請を結び付けることを目指すものであった。それはまた、「社会問題」の解決に当たる領域として、国家と個人の間に「社会的ななるもの」を設定し、「国家」と「社会」を完全に分離するのでもなく、また「社会」によつて「国家」を包摂してしまうのでもない、国家と社会の新しい関係性を模索するものであつた。

第二帝政期から第三共和政期のはじめにかけて、共和派が経済的自由主義に代表されるリベラリズムと社会主義諸勢力に対抗して、自「」のイデオロギー的アイデンティティを保つため、政治と道徳を結びつけ、共和政の道徳的基盤を確保しようとしてきたことをこれまで検討してきた。そのためにはこの時期の共和派が重視したのが、「中間集団」の再興であり、国民に「政治理性」を涵養するための共和国そのものが担い手となる「教育」の実現であった。かれらはこうした中間集団の再興や国民教育の充実によつて、共和政がかかるべきである「社会問題」も自然に解決可能だとしていた。

しかし、二月革命時に吹き出した、大革命時のスローガンの一つ「友愛」(fraternité)の実現を目指した「労働者を主人公とする社会」を求める動きは、第二共和政下における「国立作業所」(ateliers nationaux)など様々な実験を生み出し、六月暴動の鎮圧後も単なる政体の変更にとどまらない「社会改革」を指向するものとして、「友愛」(fraternité)・「連帯」(solidarité)・「正義」(justice)などのあり方をめぐる幅広い議論を巻き起こしていた。とくに第一帝政期に入つて政府も「社会問題」の解決を重要な政策課題に掲げるようになると、

その解決の原理として、fraternité chrétienne⁽¹¹⁾に基づく社会改革を主張するカトリック勢力と、fraternité socialisteに基づく根本的社會改革を主張する社會主義諸勢力とが拮抗していた。

フランス大革命は、「单一不可分の共和国」の理念のもと、国家と共和国を構成する市民（citoyen）とを直接結びつける立憲体制を目指し、旧体制（l'Ancien Régime）における社団的国家編成原理⁽¹²⁾を否定し、国家と個人を媒介する「中間団体」（corps intermédiaire）の政治的存在意義を否定した。しかし、産業化の進展は、個人が社会的に孤立したまま国家に対峙せざるを得ない状況を作りだし、深刻な「社会問題」を生み出していた。⁽¹³⁾こうした状況のなか、ブルードンなどは、associationの原理に立脚する新しい社会の構築を構想していた。しかし、当時のフランス社会の抱える「社会問題」は、七月王政期に本格化した産業革命によつてもたらされたフランス社会の構造的問題、具体的には産業構造の変化に基づく人口移動や家族形態・社会的権威のありかたの変容などに起因するもので、カトリック勢力の主張する旧来からの相互扶助精神の涵養や伝統的権威の復活、あるいは社会主義諸派のユートピア的協同社会像の提示では解決されないとする諸潮流が誕生する。これらのうち第二帝政期から第三共和政の初期にかけて最も大きな勢力となり、その政策指向的な社会科学論によつて、フランスにおける福祉国家論の形成に多大な影響を与えたのが、ル・プレーおよびかれの後を継いだル・プレー学派であった。⁽¹⁴⁾かれらの社会改革案の特徴は、ブルードン派とは異なり、現存する中間集団に依拠し、その再建を通じて「社会問題」の解決をはかるうとする点にあつた。

(1) ボナパルティズムをめぐる政治社会状況については、中木康夫『フランス政治史』上、未來社、一九七五年を参照。なお中木氏はボナパルティズムに基づく第二帝政は、アングロ・サクソンの世界市場支配体制に挑戦するための「国民的」非常体制としてもいふられるとしている。

(2) 新カント派哲学の影響が一面的であつた背景には、この当時の哲学者のうち、ドイツ語を読みこなせるものが少数であつ

たるふじの原因がある。フランスはヨーロッパの関心が転移の是普仏戦争敗北以後であつた。

- (3) S. Lukes, Emile Durkheim, His Life and Work: A Historical and Critical Study, 1973 (Penguin book, 1998) p. 55.
- (4) ルスティエをはじめとして、この歴史の共和主義者はプロテスタントの融合が高かった。
- (5) 「社会化された」カント道徳論と云ふ用語で、筆者が表現したのは、個人の内面的でア・プリオリな規範を重視するカントの道徳論を、個人の社会に対する優越性にして修正し、社会や人の在る在する道徳的感情を社会倫理の根源的原理とする考え方である。
- (6) Marcel David, Les fondements du social, De la III^e République à l'heure actuelle, Paris, Anthropos, 1993, p. 68.
- (7) ルスティエの考え方のもう一つは、法は何が正しかか、何をなすべきかの規制を立てるのではなく。法に帰せられるのは、やべした規制を踏むる基準、いわゆる正当に踏むるのやめる義務とは何かを問へるだけである。
- (8) Jules Barni, La morale dans la démocratie (2^e édition), Paris, Félix Alcan, 1885 などとの著作に関しては、明治期に中江兆民が翻訳し紹介している。
- (9) Ibid., p. 123.
- (10) 中間集団に対するルスティエの考え方は、associationに関するクヴィル的伝統の系譜に属し、のちの職業集団の再建に関するデュルケームの発想にもつながるものとされるべきである。
- (11) M.David, op. cit., p. 68.
- (12) 旧体制下における社團的国家編成原理について、「田舎宏也「フランス絶対王政の統治構造」『全体を見渡す歴史家たち』平凡社、一九九五年を参照。
- (13) プルーチュにおける社会再組織化論に関する縝密な研究文献として、Jean Babcal, Pluralisme et Autogestion, Paris, Editions Montaigne, 1970.
- (14) ル・ペローの業績および主要著作に関する縝密な分析を試みた文庫として、Françoise Arnault, Frédéric Le Play: De la métallurgie à la science sociale, Presses Universitaires de Nancy, 1993.

第一章 ル・プレーの社会調査と社会政策

第一節 家族の再建とパトロナージュ

ル・プレー (Frédéric Le Play) は、一八〇六年に生まれ、理工科学校・パリ高等鉱山学校を卒業したのち、鉱山技師として活躍した。かれはのちに鉱山総監、元老院議員などの要職を歴任した当時の典型的テクノクラートであり、党派的・イデオロギー的対立を超越した社会正義の実現をめざし、当時の「社会問題」に対処するため独自の社会科学 (*la science sociale ou l'économie sociale*) を構築しようとした。⁽¹⁾ かれの新しい社会科学の創設に基づく社会改革運動には、次の三つの特徴が見られる。

第一に、かれは「社会問題」に取り組むにあたって、一九世紀中盤の産業革命のヨーロッパ大陸への浸透を受け、フランスだけでなくヨーロッパ大陸の広範な国々における労働者の状況について、家族調査を中心とする体系的社会調査を行つたことである。この社会調査は『ヨーロッパの労働者』⁽²⁾ という大部の著作として刊行されたが、こゝに見られるかれの方法的特徴は、まず第一に、家族を社会の基本単位に求め、それを出発点として全体社会に迫ろうとする姿勢である。⁽³⁾ 第二に、労働者の生活実態調査にあたつて、綿密なモノグラフィーを収集した点である。これは労働者家族の実態調査という具体性・個別性に着目しなければならない領域においては、従来の統計的手法では期待する成果が上げられないと考えられたことによる。

第二に、ル・プレーを中心とするこうした体系的社会調査に基づく社会改革運動は、サン＝シモン派に代表される第一帝政期に隆盛を見たテクノクラート運動の一環として位置づけられる点である。ただし、都市計画や鉄道敷設など第二帝政期の産業・植民政策に絶大な影響力を發揮したサン＝シモン派に比較すると、ル・プ

レー学派は、もともと自然科学的手法に精通していた」ともあり、ヨーロッパにおける労働者の実態を丹念に調査することによつて、フランスを含めたヨーロッパ社会が経験した「近代化」とは何であつたのか、われわれはそこに何を得、何を失つたのか、を国際比較によつて実証的に解明しようとする、社会の基盤構造への高い学問的関心を持つものであつた。⁽⁴⁾

第三に、社会科学における理論と実践の関連をめぐり、ル・プレー学派は、きわめて政策指向的な方向性を持つていた点である。ル・プレーは、『ヨーロッパの労働者』で明らかとなつたフランス社会の構造的課題に対応することを目指し、『フランスの社会改革⁽⁵⁾』を著し、家族の再建を柱とした諸改革案を提示する。この『フランスの社会改革』は、ル・プレーの死後も改定が行われ、ル・プレー学派の中心的教理としての役割を持つことになる。

ル・プレーの社会改革案の検討に入る前に、議論の前提となる、産業革命以後の社会変動に対するかれの基本的認識を明らかにしておくことにしたい。産業化の進展によつて共同体の役割は縮小し、社会移動の機会は増大した。しかし、それは同時に社会的不平等と格差の拡大をまねき、とくに窮乏化した労働者の社会的孤立を招いている。このように考えるかれは、現代では労働者の福祉 (bien-être) が「社会問題」の中心に位置するものとして、重要な社会的関心事であると指摘する。しかし、社会発展が個人の自由とイニシアティブの拡大に依存することも事実であり、この近代社会の基本原理である個人の自由と労働者の福祉を両立できる社会組織を構築するために、現代社会における対立・拮抗関係 (antagonisme) と不安定性 (instabilité) をいかに克服するかが社会改革にあたつての中心的課題とされる。

ル・プレーの社会改革論の中心に位置するのは、その社会集団論のなかでも「中間集団」(groupes intermédiaires) 論である。かれは諸社会集団をもと、「私生活」(vie privée) 集団と「公生活」(vie publique) 集

団に区分する。」の分類において「私生活」集団とされるのは、家族 (famille)、*ムニエット (communauté)*、コルポラシオン (corporation)、パトロナージュ (patronage) の四つである。

このなかで「家族」は、ル・ブレーにとって社会科学の方法論的基盤をなすだけでなく、社会秩序再建の柱となるべき最も重要な位置づけを与えられていた集団である。個人の自由と社会全体の福祉を両立させる」とを課題としたル・ブレーにとって、家族研究の焦点は「の課題を実現せる」のやめる家族類型を提示する」とであった。『ヨーロッパの労働者』における実態調査をもとめて、かれはヨーロッパにおける家族の基本類型を、「家父長家族」 (famille patriarcale)、「不安定家族」 (famille instable)、「株家族」 (famille-souche) の三つに分類するのである。

第一の「家父長家族」は伝統的家族であるが、産業化以後の社会変動によつてその基盤は大きく揺らいでいる。第二の「不安定家族」は、いわゆる核家族に代表される近代家族で、個人の自由を認める点では優れていが、その基盤は脆くつねに解体の不安を抱えている。これに対し、第一と第二の中間にある第三の「株家族」 (famille-souche) によってガル・ブレーの提示した理想の家族形態であった。」の「株家族」とは、家長が選んだ一人の子供に財産を相続させ、三世代が同居する安定した生活を維持する家族を指す。⁽⁶⁾ ル・ブレーは「の家族のもとでのみ、第一の類型にはない安定と第一の類型にはない独立性が確保されるとしたのである。」の「株家族」がイングランドにおいて現在も保たれているのは、「遺言の自由」に象徴される父親の権威が確保されているからだとするル・ブレーは、フランスにおける社会改革の指向性として、」の「株家族」を実現すべく、大革命の成果として民法典で保障された遺産の「強制分割」 (partage force) 制度を廃止し、一人の子供に全財産の相続を行わせる」とを可能にする遺言の自由を復活する」が必要だと主張し、その復活へ向けて運動の組織化を図らうとしたのであった。⁽⁷⁾

ハ)のようない、家族の再建こそが社会改革の第一歩とするル・ブノーは、ついに社会集団における「私的領域」と「公的領域」を結びつけるものとして「労働の体制」(le régime du travail)を確立するハ)とを課題とし、「社会問題」解決の鍵を握ると考えられていたアソシエーション(association)の問題を取り上げる。

ル・ブノーは、ブルードン派をはじめとして当時社会改革を主導する諸勢力によつてしばしば取り上げられていたハ)のアソシエーションの概念について次のように述べてゐる。「現代において誇大に吹聴された万能薬のうち『アソシエーション』は、われわれがもつとも濫用したものの一つである。それは社会の新しい組織を夢見る学派にとつても、進歩と伝統を和解させると称する学派にとつても、ありあたりの原理、一種の決まり文句となつた」⁽⁸⁾。ハ)のようない、指摘したうえで、ル・ブノーは、現代における代表的アソシエーションとしてのコミュニティとコルポラシオンの二つを取り上げて、それが現代社会において「社会問題」解決のための主要な扱い手となりうるかどうかについて検討を行つてゐる。

「コムナ（communauté）を、それが労働者のもの（les communautés d'ouvriers）であれ、資本家のもの（les communautés de capitaux）であれ、「成員たちが協同で、農業・製造業・商業を經營するある種の事業共同体」として定義するル・ブノーは、一月革命期にパリで労働者が多くのコムナを形成したものの、「国立作業所」の失敗に象徴されるよつて、社会的貧困の解決と事業共同体の經營を両立せんとは難しく、その結果はいずれも無残なものであつたことをあげ、今日におこるコムナは「社会問題」解決のための有効な処方箋とはなりえないことを指摘する。⁽¹⁰⁾

のうちにコルポラシオン(corporation)に関して、ル・ブノーは、社会変動にともない一時的であれ、継続的であれ、現代社会はコルポラシオンの助けを必要とする機会が増大してゐるハ)とを指摘した上で、それらを六つのカテゴリーに分類している。⁽¹¹⁾第一に、貧困援助団体(les corporations qui assistent l'indigence)、第二に、貧

困防止団体 (les corporations qui préviennent le paupérisme)、第111)、共済組合 (les sociétés de secours mutuels)、第四)、同業組合 (les corporations d'arts et métiers)、第五)、文部・学術団体 (les corporations littéraires et scientifique)、第六)、宗教団体を含む道德団体 (Les corporations vouées à l'ordre morale) である。アムン、かれは「それらとは別に教育団体もとりあげ、詳細に検討を加へておる。」れども「ルボラシオンのうち、「社会問題」の焦点である労働者の福祉に關係するのは第一から第四である。しかし、第一・第二は補助的な役割しか果たせず、第三は貧困の消滅には役立たず、第四は、かつてはわめて重要な役割を担つたが、労働形態・労使關係に大きな変容が生じた現代においてはその再興は不可能だとされる。したがつて、ル・プレーは、コルボラシオンもコミュノテ同様に「社会問題」解決への有効な手がかりとはならないとするのである。

「」のようじコミュノテ、コルボラシオンともに社会的貧困 (paupérisme) への対策としては無力であると考えるル・プレーが、「労働の体制」を安定化し、社会的貧困を打破するための最良の社会的手段と考えたのがパトロナージュ (patronage) であった。パトロナージュは元來年長者による弱者保護の意味を持つが、現代社会におけるパトロナージュは、經營者の自發的意思に基づく労働者保護を意味し、このパトロナージュに基づく「労働の体制」の組織化が図られたときにのみ「個人の自由な発展」と「生活保障」という社会の二大必要を満たすシステムを「私的領域」において作りだすことができるとした。⁽¹²⁾

ル・プレーが、「」のように「社会問題」解決への重要な手がかりとして、パトロナージュの意義を強調した「」には一つの大いな意義が存在する。第一に、「」のパトロナージュがあくまでも国家の管轄外にある「私的領域」に属するものとして構想された点である。ル・プレーは自由競争によつてひもねられるべきもままな弊害を国家統制 (dirigisme) によつて是正する「」は、より大きな問題を生みだす「」につながると考えていた。第一に、パトロナージュを、将来に対する見通し (prévoyance) に欠ける民衆の生活保障を目的とする習俗

(mœurs) と制度 (institution) の総体として指摘した点である。つまりパトロナージュは、単に社会的貧困を防ぐための制度であるじよじよまいはず、道徳的頽廃を免れることを目的とするものであった。⁽¹³⁾ それ故、その定着には労使の「自發性」が何よりも不可欠とされる。いやした点は、のちにフランスにおいて、企業主によるパトロナージュの適用範囲を次第に拡大させていった諸制度から各種社会保険制度が生まれてくることを考えたとき重要な意味を持つてゐる。

第一節 ル・プレー学派の「社会改革」案

これまで検討してきたように、ル・プレーは、家族の再建（「株家族」の再興）とパトロナージュの拡充という一つの課題の実現に「社会問題」解決の鍵を見いだしていた。しかし、同時にかれは、現在のフランスにおいてこれらの「私生活」集団が官僚制に代表される国家機構によって激しくその本来の姿を侵害されていることを指摘する。それ故、ル・プレーの次の課題は、この「公生活」集団をいかに再組織化するかにあつた。

ル・プレーは、官僚制 (bureaucratie) を、旧体制以来の集権化 (centralisation) によつて生まれ、絶対王政下での頽廃 (décadence) によつて特徴づけられ、大革命以後もその害毒は決して衰えていないものとする。そして、官僚制は、その「無責任」 (irresponsabilité) の体質によつて現代の「公生活」における最大の障害物になつていると認識する。⁽¹⁴⁾ いやした官僚制の支配のもと、「公生活」は「私生活」を際限なく侵害し、それを壓迫せざるを得ない。その結果個人の自主性が失われるところに、「社会」が「国家」に従属し、活力を失つてしまつてゐるのが現在のフランス社会の状況だと指摘する。

いやした状況認識に立つル・プレーは、家族とともに「地域」 (province) の再建がこれから社会改革において鍵を握るものだと考へる。なぜなら「地域」は、固有の文化・伝統を有する「生活圏」として、肥大化し

た国家と画一的官僚制支配に基づく「私生活」の侵害を防ぎ、「社会」を活性化する唯一の拠点と考えられたからである。官僚制の問題点を、権力の上部への集中と権力の下部への分散を特徴とする無責任の体系に見ていたかれは、この「地域」の再建にあたって、国家から地域に権力を再分配するハシを提唱した。そして、「地域」再建の中心的課題を、官僚に対抗するものとしての地方名望家に代表される「社会的権力」(autorité sociale)の確立に見いだしていた。

「私生活」を守り、官僚制の悪弊を打破して「公生活」を再組織化するため、ル・プレーは、自治体(commune)から国家にいたる行政単位すべての再組織化を提唱するが、その中心的課題は、県と国家の中間にある州(province)の再興であった。大革命以後の中央集権国家体制は、州の政治・社会的意義を否定したが、産業化の進展した今日において州は、農村と都市の対立を止揚し、旧体制下におけるような排他的経済圏ではなく、広域的な公共事業・教育・司法制度の運営主体として「社会」に活力と秩序をもたらすものと想定されたのである。⁽¹⁵⁾

ハシのように、官僚制支配に象徴される国家的権威を「社会的権力」によつて置き換えることや、「社会」の窒息状態を打破し、社会改革への足掛かりを築こうとしたル・プレーの意思是、かれの死後も雑誌『社会改革』(Réforme sociale)の刊行を中心とするル・プレー学派を形成し、フランスにおける地域主義運動などに大きな影響を与えていく。しかし、ハシのル・プレー学派は、その後運動の指向性をめぐる対立が次第に激しくなり、一八八六年には社会調査を中心とする社会科学研究の精緻化を進めるべきとする「社会科学」派と社会改革を優先すべきであるとする「社会改革」派に分裂する。

ハシの「社会改革」派のなかで、ル・プレーの手になるモノグラフィーの手法をさらに発展させるとともに、それに統計学の素養を合わせ、今日の「社会工学」の開拓者の一人となつたのが、シェソン(Emile Cheysson)

であった。かれは従来の家族モノグラフィーを修正し、新しく「職業モノグラフィー」(monographie d'atelier)を開拓し、独自の調査票に基づく詳細な分析を行つたとともに、産業化時代に適合した新しい家族像を提示しようとした。⁽¹⁶⁾ それは、労働者は自然家族（従来の家族、かれもやはり「株家族」を理想とする）とともに「産業家族」（雇用主を主人とする疑似的家族）の一いつに属するとするものであった。家族の再建とパトロナージュを結びつけるシェソンの立場に立てば、使用者と労働者は敵同士の関係に立つものではなく、協調して共通の利益増進に努めるべきものとされる。

したがつて、シェソンにとつてもパトロナージュの拡充こそが労働者福祉を中心とする「社会問題」解決の決め手とされる。かれは、また労使関係や労働者福祉とに社会統計学の分野に関する優れた論文を次々に発表し、パトロナージュが成立する諸条件を探究しようとした。しかし、かれの立論には、労働者を単に庇護される受動的存在ととらえず、労使協調の必要性と合理性を科学的に解明しようとした点に、従来のパトロナージュ論とは異なり国民的規模の福祉政策への見通しや「社会工学」への発展につながる新しい契機を見いだすことができる。⁽¹⁷⁾ かれの「社会改革」論は、数多くの論文に示された新しい労働者像・経営者像によつて、フランスにおける福祉国家論の形成に多大な影響を与えることになった。

(1) ル・プレー学派の動向をフランスにおける地域主義論の発展と結びつけて論じた、ル・プレー学派に関する基本的研究文献として、廣田明「フランス・レジヨナリズムの成立——ル・プレー学派における家族、労働、地域——」遠藤輝明編『地域と国家——フランス・レジヨナリズムの研究』日本経済評論社、一九九一年。

(2) ハの著作の正式なタイトルは以下の通りである。Les ouvriers européens. Etudes sur les travaux, la vie domestique et la condition morale des populations ouvrières de l'Europe, précédés d'un exposé de la méthode d'observation, Paris, 1855. 実際に筆者が参照した第一版（増補改訂版）は、六巻本であるが各巻毎にそのタイトルは異なる。ちなみに第一巻のタイトルは次の通りである。Les ouvriers européens (2e édition), La méthode d'observation appliquée, de 1829 à 1879 à l'étude des familles ouvrières

en trois livres ou précis sommaires touchant les origines, la description et l'histoire de la méthode avec une carte géographique des 57 familles décrites, 1887-89.

(33) ハの姿勢は、個人を出発点として社会形成原理を探究する近代自然法思想に対する異議由立であり、ロハム以来のフランス社会科学における伝統でもあつた。

(4) ル・ブレー¹⁴が主要観察対象を労働者（狭義の工場労働者だけではなく、農業労働者や室内産業従事者も含む）に絞ったのも労働者は社会環境の影響をもひしむ歎けやうが故に、社会変動の様態をさかばへばへやうと映し出すものみられたからである。

(5) Le Play, La réforme sociale en France, déduite de l'observation comparée des peuples européens, Paris, 1864. なお筆者が直接参照したものは一九〇一年刊行の第八版で、タイトルには変化がないが、初版の一巻本が二巻本になつてゐる。

(6) ハの「株家族」(famille-souche)の用語は、ハの形態を持つイングランドの家族が大陸の家族に比して活力を失つていないと感じたル・ブレー¹⁵が、ハだと同じ形態をピレネー山脈の農村家族調査で発見し、これいそが家族本来の在り方をとどめた理想形態だと判断し、概念化するためには造りだしたものである。

(7) ル・ブレー¹⁶が積極的に取り組んだ「遺伝の自由」を法制化しようとする運動は、革命の重要な成果である「均分相続」を全面的に否定するハムラビの法だけに議会内の広範な支持を獲得するも、ついに失敗し、運動としては挫折した。

(8) Le Play, La réforme sociale en France (8e édition), Paris, 1901. Tome 2, pp. 233-234.

(9) Ibid., p. 235.

(10) Ibid., p. 449.

(11) Ibid., p. 292 以下。

(12) Ibid., p. 460.

(13) ル・ブレー¹⁷がペトロナーフィア¹⁸の「株家族」との関連についても述べた。つまりペトロナーフィアは、労使関係の安定化を図るだけではなく、家族の再建にもつながるところが想定されたのである。

(14) Le play, op. cit., tome 3, p. 344.

(15) ル・ブレーの地域再組織化案の詳細については、廣田前掲論文、十六頁以下を参照。

(16) ハムラビのハムラビ¹⁹論および家族像に関するE. Cheysson, (en collaboration avec Alfred Toqué), Les Budgets comparés des cent monographies de familles, Rome, Imprimerie Héritiers Botta, 1890.

(17) 伝統的パトロナージュから「社会」学への転換に関する、François Ewald, L'Etat providence, Paris, Grasset, 1986, pp. 122
-140.

むすびにかえて

フランス第二帝政期を中心として、当時の「社会問題」に対するさまざまな議論およびル・ブレーをはじめとする具体的な政策提案に関するこれまで検討してきたことは、フランスにおいて國家（政府）が、「社会問題」に対してどのような立場を取り、具体的にどのような施策を立案してこゝへとするかの問題は、一九世紀後半における新しい社会的秩序の形成原理にかかるものであり、共和政国家の正統性原理との関わりにおいても、また具体的な「社会問題」に対する各種政策の有効性をめぐる比較評価においても、広義の「中間集団」をどのように評価し、それらにどのような社会的役割を割り当てるかが中心的な論点となるところであった。

このことは「社会問題」の存在が認識されはじめた第一帝政期から、「中間集団」の再評価をはじめとして、国家と個人の間に「社会的なもの」を想定すべきかどうか、またこうした「社会的なもの」が政治社会の道徳的基盤を形成する担い手となりうるのかをめぐる議論が、フランスにおける「社会問題」への対応をめぐる根本的論点であることを改めて示すものであった。

まさに検討したル・ブレー学派の主張に典型的に見られたように、こうした議論の際にとくに重要な論点となつたのが、第一に、近代化の奔流のなかで変貌しつつある「家族」の再建やその社会的機能の再定義が「社会問題」の解決にどの程度有効であるかという問題意識であり、第一に、「中間集団」の機能と役割を可能な

限り私的領域のなかでとらえ、官僚制の直接的統制の範囲外に置こうとする指向性であった。

こうした論点の存在が、各種社会保険金庫の共済組合的原理に基づく運営の原則や、企業のパトロナージュに起源をもつ家族手当制度の創設・拡充を実現させていく第三共和政期の社会保障システムの形成とどのように結びつくものであつたのかに関する詳細な検討が、フランス福祉国家体制の形成過程を解明する上で大きな課題である。